

## 議事の経過・会議記録の概要

会議名：第22回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年6月10日（火曜日）13:00～16:45

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜市側出席者＞ 坂上子ども・福祉部長、井上子ども・福祉部副  
理事兼福祉事務所長、小川生活福祉課長

＜聴取対象者＞ 生活保護所管課の元課長2名

＜事務局＞ 小西総務課長、吉川総務課長補佐兼文書法規係  
長

### 1 案件審議について

生活保護費不正支出事件外部調査委員会の最終答申に向けた確認作業として、生活保護所管課が平成26年6月9日開催の市議会全員協議会で市の最終検証結果についての報告内容について確認が行われた。また、その際、生活保護の経理担当と生活保護電算システム担当と兼務をしていなかった時期にも不正支出がされていることについて指摘を受けていることなどについて、生活保護所管課から委員に対して報告された。

また、生活保護所管課における改善策として、生活保護費の窓口支給を口座振替への切り替えを進めた結果、窓口支給が120件程度にまで減らせたことや、平成26年4月から生活保護担当の係を2係制とし、各係長を査察指導員として配置したことによる運用の状況などについて委員から確認が行われた。

## 2 関係者聴取における主な質疑内容

(1) 本件不正支出事件の元職員による生活保護費の不正支出（横領）が平成17年12月当時から行われていたことが市の内部調査で判明しことから、今後の再発防止を図る上でも、当時の生活保護所管課の元課長2名に事情聴取を行う必要があると委員により判断されたことから、元課長の1名は新たに、もう1人の元課長は改めて会議への出席を依頼し、それぞれ委員による事情聴取が行われた。

(2) 委員からの質問に対し元課長2名は、それぞれ主に次のような回答を行った。

### ① 新たに聴取された元課長の主な回答

- ・生活保護所管課の課長に就任するまでに、生活保護業務に携わった経験はなかったこと。
- ・生活保護所管課の課長在職時の半年間は、課長級の参事がおり、参事が生活保護業務に永年携わっていたことから、生活保護業務に関しては参事に担当してもらっていたこと。また、生活保護業務に携わったことのある課長補佐も在籍していたこと。なお、参事は、半年後に他課へ異動したこと。
- ・生活保護費の追加支給用の資金前渡金の口座は、出納員である課長名義であったこと。同口座用の印鑑は、鍵などをかけて自ら管理をしていたが、通帳とカードは担当者に預けていたこと。
- ・支出負担行為や支出命令、精算などの伝票の決裁については、課長として決裁を行っていたこと。
- ・保護決定調書の決裁に際しては、ケースファイルが添付されていて、記録を確認して決裁するようにしていたこと。また、決裁時に分からない点については、査察指導員に確認していたこと。
- ・毎月の生活保護費の支出負担行為や精算書などの1つの伝票の決

裁の中に、不正支出分が含まれていることを発見することは非常に難しいと思うこと。

- ・生活保護電算システムに関しては、課長として特に業務にかかわっていなかったこと。
- ・生活保護業務の経理担当とケースワーカーの兼務が禁止されていることは承知していたこと。

② 改めて聴取された元課長の主な回答

- ・生活保護費の追加支給用の資金前渡金の口座は、課長名義で作成していたこと。また、通帳とカードは、経理担当者に預けていたが、口座からの出金については、保護決定調書の決裁がおおりるまでは出金しないよう経理担当には言っていたこと。
- ・課長としては、保護決定調書の決裁時にはケース記録を確認して決裁をするようにしていたので、不正な保護決定調書を決裁するようなことはなかったと思うこと。ただし、保護決定調書の決裁を経ないで生活保護電算システム上の入力だけされて支出されていたのであれば、見破ることはできなかったと思うこと。なお、生活保護電算システム上の決裁は、保護決定調書の決裁後に査察指導員兼主幹が行っていたこと。
- ・生活保護電算システム上の決裁システムは、課長補佐として在籍していた頃に自ら、ケースワーカーの不正防止の観点から導入したこと。
- ・課長としては、生活保護費の支出に関して、経理担当が毎月作成する経理状況報告の中で追加支給の件数と支給総額をチェックしていたこと。それは、課長補佐として生活保護所管課に在籍していたときも、同様にチェックをしていたこと。
- ・生活保護電算システムのパスワードの付与に関しては、年に1回

程度新たなパスワードに変更するようにはしていたが、パスワード変更に関しては、システム担当であった本件不正支出事件の元職員と協議しながら行っていたこと。生活保護電算システムのパスワードは、ケースワーカー毎に別々に付与されていたこと。

- ・生活保護の経理担当の職員が産前産後休暇・育児休業を取得した際に、人事に専任職員を置きたいと人事要望を出していたが、結局、係内で調整せざるを得なかったこと。

### 3 最終答申及び最終答申に向けた委員だけの河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会の開催について

委員長から最終答申を平成26年6月30日までに市長に対して行うことが事務局に伝達された。最終答申を行う会議は、委員に諮られた上で、公開で行うことが決定された。なお、最終答申を行う会議の日程については委員と市長のスケジュールを調整した上で決定することとなった。

また、最終答申を調製するための会議を市役所外において、委員のみにて2回開催することも伝達された。

以 上